

令和4年度滋賀県公立学校教員採用選考試験大学推薦実施要項

1 趣旨

この要項は、令和4年度滋賀県公立学校教員採用選考試験（令和3年実施）において、大学からの推薦を受けた者を対象として、第一次選考のうち「一般教養・教職教養」を免除する者を決定するために必要な事項を定めるものとする。

2 推薦を依頼する大学

推薦の対象となる校種・教科の教諭一種（専修）普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院および教職大学院ならびに過去の滋賀県公立学校教員採用選考試験で採用実績がある大学、大学院および教職大学院のうち、滋賀県教育委員会が推薦を依頼する大学（以下「大学等」という。）

3 推薦要件

以下の（1）から（6）までのすべての要件を満たす者

- （1）滋賀県公立学校教員となることを強く志望し、滋賀県がめざす教員像にふさわしい資質と能力を備えた者
- （2）昭和47年4月2日以降に生まれた者
- （3）令和4年3月に、上記2で定める大学等を卒業見込みまたは修了見込みであり、推薦対象の校種・職種、教科の教諭一種（専修）普通免許状を取得済みまたは令和4年3月31日までに確実に取得できる見込みの者
- （4）公立学校教員としての適性を有し、学業成績が優秀な者
- （5）高等学校教員で「保健体育」を志願する者については、別表に示す種目の競技実績を有する者
別表

<種目一覧>

アイスホッケー、アーチェリー、ウエイトリフティング、カヌー、空手道、弓道、クレー射撃、剣道、ゴルフ、山岳、自転車、銃剣道、柔道、水泳、スキー、スケート、相撲、セーリング、ソフトテニス、ソフトボール、体操、卓球、テニス、なぎなた、馬術、バドミントン、バレーボール、ハンドボール、フェンシング、ボウリング、ボート、ボクシング、ライフル射撃、ラグビーフットボール、陸上競技、レスリング

- （6）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号および学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者

4 推薦の対象となる校種、教科および人数

大学等に通知する。